

## 消費生活相談

消費生活センター ☎870-0492

### ◆消費生活相談の受け付け

(相談時間:開庁日の午前9時~正午、午後0時45分~5時)

消費者と事業者間に生じた商品・サービスや契約に関するトラブルなどの相談に対して、消費生活相談員が公正な立場で、解決に向けた助言等を行っています。

### ◆出前講座の実施

最近の詐欺や悪質商法に関する手口、被害に遭わないための対策などを分かりやすくお話しします。自治会、学校、各種団体などでお気軽にご利用ください。

## 交通災害共済・火災共済

(交通災害共済)市民政策課 ☎870-4010  
(火災共済)危機管理室 ☎889-1511

共済事業は、市民が会費を出し合って会員となり、交通事故や火災に遭ったときに見舞金を送って、お互いに助け合う大東市が運営する市の事業です。

### 会費

- 交通災害共済:1人500円(生活保護受給者は200円)
- 火災共済:1口500円(2口まで加入可。単身世帯は1口のみ)

### 申込方法

- ①自治会に加入申込書と会費を申し込み用封筒に入れて申し込む(自治会での受け付けは年度開始前の事前受け付けのみ)
- ②金融機関(郵便局を除く)に加入申込書と会費を添えて申し込む

※年間を通じて申し込みできますが、年度開始後の加入の場合は加入の翌日から3月31日までが有効期間になります

### 申込用紙

担当課窓口、市内の各金融機関窓口(郵便局を除く)に1月中旬から備えつけています。また、自治会を通じて各家庭に配布します。

### 交通災害共済見舞金の支給額

※令和4年9月27日(新条例施行日)より前に発生した事故については、旧規定により支払います。

| 等級  | 傷害の程度             | 支給額        |
|-----|-------------------|------------|
| 1等級 | 死亡の場合             | 1,400,000円 |
| 2等級 | 実治療150日以上の場合      | 250,000円   |
| 3等級 | 実治療90日以上150日未満の場合 | 150,000円   |
| 4等級 | 実治療30日以上90日未満の場合  | 70,000円    |
| 5等級 | 実治療30日未満の場合       | 30,000円    |

### 火災共済見舞金の支給額

| 被害の程度          | 支給額(1口当たり)        |
|----------------|-------------------|
| 全焼・全壊          | 1,200,000円        |
| 半焼・半壊          | 600,000円          |
| 部分焼・部分壊・水損・破損  | 250,000円          |
| その他            | 30,000円           |
| 死亡弔慰金(死亡1人につき) | (口数に関係なく)600,000円 |

# 産業

## 中小企業支援

産業経済室 ☎870-4013

### ◆大阪府中小企業資金融資制度

市内で事業を営む人へ必要な事業資金のあっせんを行います。

### ◆大東市事業資金融資信用保証料補助制度

大阪府制度融資(小規模資金など)を利用し、融資実行後3か月以内の事業者(市内に住所・事業所を有する)に対し信用保証料の2分の1(5万円を限度)を補助します。

### ◆大東ビジネス創造センター D-Biz

☎870-9061

相談時間 開庁日の午前9時~午後5時30分

場所 市民会館 2階

相談内容 起業・創業、経営全般、販路拡大、商品開発、新分野進出、資金調達

「新サービス・新商品に挑戦したい」「今の事業をさらに大きく成長させたい」「売上を伸ばしたい」「起業したい」など、ビジネスでお悩みの市内中小事業者や起業する皆さんに対して、相談支援やセミナーを行います。

小売・製造・サービスなどあらゆる業種・分野で対応できます。相談は無料で何でも利用可能です。なお、相談には予約が必要です。

## 起業・創業支援

産業経済室 ☎870-4013

### ◆大東市夢をかなえる起業応援補助制度

大東市では、創業を促進し、産業の活性化を図るため、市内で事業を行う人へ10万円の補助を行っています。

## 就職支援

産業経済室 ☎870-4013

### ◆労働相談

各種労働相談を行っています。

### ◆ワークサポート大東

仕事の相談と紹介などを行っています。詳しくは78・90ページをご覧ください。

### ◆未来人材奨学金返還支援補助金制度

産業経済室 ☎870-4013

大東市では、若い世代の市内流入・定住促進と市内中小企業の人材不足解消を目的に、市内に在住し、市内で正規雇用された人などに対し、返還されている奨学金の2分の1を補助します。

**対象者** 市内に定住し、かつ市内にある中小企業に正規雇用された人や、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士の免許を持ち、市内事業所に正規雇用された人など

**補助内容** 返還額の2分の1 上限7万5千円(1年を上半期・下半期に分けた1期当たり)、返還が始まった月から最大8年

## 森林・農地

産業経済室・農業委員会 ☎870-9620

### ◆森林の伐採届

森林区域内の立木を切るには、事前に大阪府知事の許可または市への届け出が必要です。

### ◆農地の取得・賃借

農地を耕作目的で取得したり借りたりするためには、農業委員会の許可が必要です。

また、相続により農地を取得した場合も農業委員会へ届け出が必要です。

### ◆農地の転用

農地を宅地や工場敷地などに転用する場合は、必要な手続きをしなければなりません。

市街化調整区域にある農地を転用する場合は、大阪府知事の許可が必要です。

また、市街化区域内にある農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届け出なければなりません。



暮らし



産業

各ごみの  
収集日を  
把握しよう

ごみはきちんと分別し、決められた日にルールを守って出してください。ご協力をお願いします。

|        |    |                    |    |
|--------|----|--------------------|----|
| 一般ごみ   | いつ | 空き缶・空きびん           | いつ |
| 燃えない小物 | いつ | ペットボトル・プラスチック製容器包装 | いつ |

大東市の  
キャラクターを  
ご紹介!!

大東商工会議所のキャラクター

みらいちゃん

## まちづくり

### ◆都市計画(道路・用途地域など)の明示申請、証明

都市政策課 ☎870-0483

所有されている土地が、都市計画施設(道路・公園など)の予定区域内に入っている場合、明示申請によって予定線の明示を行っています。

ただし、その土地が全て予定区域内に入っていれば証明申請となります。

他にも、用途地域や市街化区域の明示も行っています。詳しくは窓口で確認してください。

なお、費用は、明示は1筆600円、証明は1件300円です。

### ◆地図販売

次の地図を販売しています。

| 地図名                  | 費用     | 販売場所  |
|----------------------|--------|-------|
| 【用途地域図】(縮尺1/10,000)  | 1,000円 | 都市政策課 |
| 【用途地域図】(縮尺1/22,000)  | 300円   |       |
| 【都市計画図】(縮尺1/10,000)  | 650円   |       |
| 【白図】(縮尺1/10,000)     | 400円   |       |
| 【地形図】(縮尺1/2,500)     | 450円   |       |
| 【生産緑地地図】(縮尺1/10,000) | 500円   |       |
| 【いこいこまっぷ】(ハイキングガイド)  | 700円   | みどり課  |

### ◆道路、橋などに関すること

道路課 ☎870-9674

市管理の道路、橋、緑道などの維持管理  
道路工事(占用・掘削)申請、境界の明示など

### ◆公園などの維持管理、緑化に関すること

みどり課 ☎870-0481

公園、地域広場などの整備・維持管理  
公園などの貸し出し、保護樹木、緑化事業に関すること

### ◆水路などの維持管理に関すること

水政課 ☎870-9634

河川、水路、排水ポンプ場などの維持管理に関すること



## 放置自転車などの対策

交通政策課 ☎870-9667

歩行者や車いすで移動する人の安全な通行を確保し、駅周辺の良好な都市環境を保持するため、駅周辺の自転車等放置禁止区域内の放置自転車などの解消をめざして、街頭啓発や自転車駐車場への誘導、下記の保管所への移送活動を行っています。

●大東市住道自転車保管所 ☎870-7735

## 移送・撤去された自転車などの保管場所

### ◆大東市住道自転車保管所

保管・返還場所

大東市住道自転車保管所 ☎870-7735

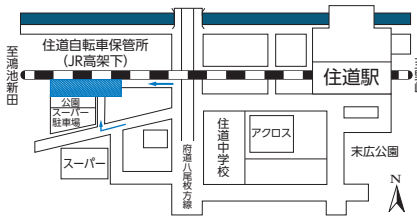
大野一丁目JR高架下

返還時間

午後1時～7時  
(木曜日・祝日・  
振替休日および  
12/31～1/3は返  
還できません)

返還を受けるために必要なもの

自転車(単車)の鍵・住所・氏名を明らかにするもの・移送保管費用(自転車2,000円、単車3,000円)・自転車等の返還についての通知はがき



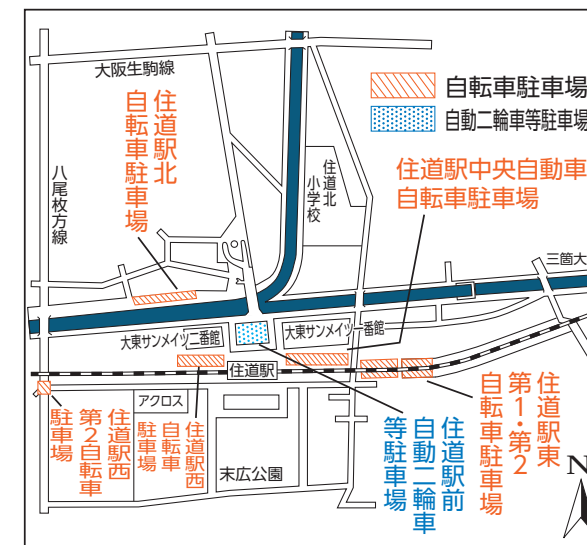
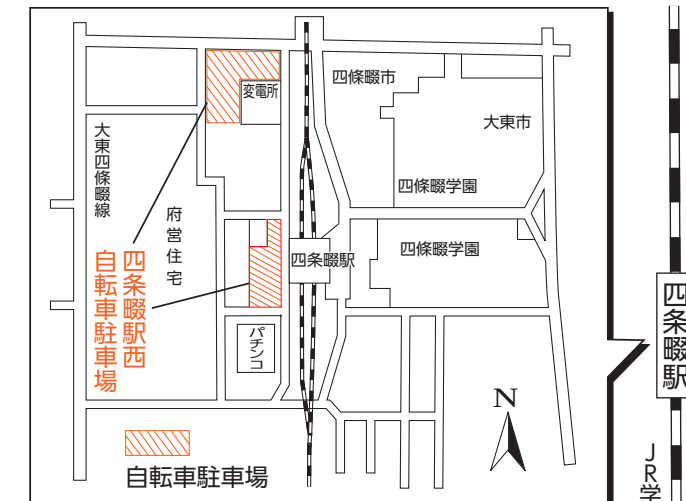
## 自転車駐車場の管理

交通政策課 ☎870-9667

- 駅周辺は、自転車等放置禁止区域となっていますので、自転車駐車場をご利用ください
- 指定管理者制度による管理運営を次の10施設で行っています

### 自転車駐車場

|              |           |
|--------------|-----------|
| 住道駅中央自動車・自転車 | ☎875-4172 |
| 住道駅前自動二輪車等   | ☎875-2586 |
| 住道駅東第一・第二    | ☎877-6743 |
| 野崎駅南         | ☎877-6751 |
| 野崎駅西         | ☎876-7519 |
| 四條畷駅西        | ☎872-3560 |
| 住道駅北         | ☎874-3900 |
| 住道駅西・西第二     | ☎874-3900 |



## 自転車・自動車等の情報をメモしておこう

盗難や紛失、災害などのできごとに備えて愛車の情報を控えておこう。

|   |   |
|---|---|
| <b>自転車</b><br><br>防犯登録番号<br>.....<br>その他の情報         | <b>自転車</b><br><br>防犯登録番号<br>.....<br>その他の情報         |
| <b>バイク</b><br><br>車両番号、又は自動車登録番号<br>.....<br>その他の情報 | <b>自動車</b><br><br>車両番号、又は自動車登録番号<br>.....<br>その他の情報 |



# 市議会・選挙

## 市議会

議会事務局 ☎870-0763

市議会は、市民から選挙で選ばれた17人の議員から構成され、条例の制定や改廃、予算の決定、その他重要な契約の締結や財産の取得・処分などについて市の意思を決定する議決機関です。

本市議会では、会期を約1年(通年議会)としており、定期的に本会議を開く「定例会議会」(年4回(3・6・9・12月))と必要に応じて本会議を開く「特別議会」があります。

また、本会議以外にも議案をより能率的・専門的に審査するための常任委員会、特定の事項や重要な問題についての調査研究を行う特別委員会などを設けています。なお、既存の「街づくり」「未来づくり」の2つの常任委員会に加え、令和4年5月に、予算・決算に関することに特化して審査する常任委員会(予算委員会)を設けました。

### ◆本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会は公開されており、どなたでも傍聴できます(乳幼児などは制限されています)。傍聴を希望される場合は、会議当日に議会事務局(本館2階)までお申し出ください。傍聴の定員は、本会議が52人(車いす席2席を含む)・委員会が10人以内です。

なお、定例会議会などの日程は「議会だより」や広報「だいたい」、議会のホームページでお知らせしています。

### ◆会議録の閲覧

会議録は、本会議・委員会それぞれの会議の内容を記録したもので、市民情報コーナーや市立図書館、市議会ホームページ上でご覧いただけます。

また、市議会ホームページ上で本会議のライブ中継を行っており、録画映像も同ホームページで公開しています。

### ◆市政について意見や要望のあるとき

市政について市民の皆さんが直接市議会に要望できる制度として、「請願」と「陳情」があります。請願には、内容に賛同する議員(紹介議員)を必要とします。

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

## 選挙

選挙管理委員会事務局 ☎870-0764

### ◆選挙人名簿への登録と時期

住民基本台帳に記載されて引き続き3か月以上経過した満18歳以上の日本国民であれば、選挙人名簿登録期ごとに自動的に登録します。

#### 定時登録

毎年3月・6月・9月・12月の各1日現在を基準日として登録します。

#### 選挙時登録

選挙が行われるときに基準日と登録日を定めて登録します。

### ◆登録の抹消

選挙人名簿は永久的なものですが、次の場合には名簿から抹消します。

- 死亡または日本の国籍を失ったとき
- 転出して4か月を経過したとき
- 誤って登録されているとき

### ◆期日前(不在者)投票

投票は、投票日に投票所で行うのが原則です。しかし、仕事や旅行・用務などのやむを得ない事由で当日不在の人のために、事前に選挙管理委員会が設ける場所で期日前(不在者)投票することができます。

病院・老人ホームなど(指定病院などに限ります)に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票することができます。

また、身体に重度の障害がある人には、郵便を利用して自宅で投票できる不在者投票制度があります(一定の条件が必要)。

この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことが必要ですので、お問い合わせください。

### ◆点字投票と代理投票

目が不自由な人は、点字を用いて投票することができます。また、体が不自由な人で、自ら投票用紙に候補者の氏名を書くことができない場合は、第三者の立ち会いのもと代理者が選挙人に代わって記載します。

点字投票・代理投票を希望する人は、投票所でその旨を申し出てください。

### ◆在外投票

外国に住所を有する満18歳以上の日本国民は、在外選挙人名簿に登録することによって国政選挙に参加する在外投票ができます。

詳しい手続きについては、お問い合わせください。

# 市政を知る

## 全世代地域市民会議

戦略企画課 ☎870-0404

全世代地域市民会議は、多様な地域の皆さんが連携し、自分たちのまちは自分たちでつくるという信念を持って、地域の自主的なまちづくりをより一層推進していくことをめざしています。

自治区を最小単位として、区長の方々ははじめ地域内の自治会や事業者、各種団体のほか、在住・通勤・通学の皆さんが連携して地域の課題を共有し、互いに話し合い、合意が得られた事業について取り組んでいきます。

さらに、各地域に配置している地区担当職員が地域の実情を見聞きすることで、地域のこと精通した職員の育成を行います。地域と行政との連携がより一層強化されることにより、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けられ、地域住民の皆さんに力を十分に発揮していただける市民会議をめざします。

## パブリックコメント手続制度

秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

パブリックコメント手続制度とは、大東市が基本的な計画案などを策定する際に、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それらを考慮して市の意思決定を行うとともに、寄せられたご意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

ご意見の募集・公表は、市民情報コーナー(市役所1階)や市ホームページ、広報「だいたい」などで行っています。

## 情報公開制度・個人情報保護制度・市民情報コーナー

総務課 ☎870-9617

### ◆情報公開制度

市民の皆さんに市が持っている情報を公開する制度です。皆さんの知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市の説明責任を果たすことにより市と皆さんの信頼関係を深めることをめざしています。

#### 公開請求ができる人

- (1)市の区域内に住所を有する人
- (2)市の区域内の事務所・事業所に勤務する人
- (3)市の区域内の学校に在学する人
- (4)市の区域内に事務所・事業所を持っている個人や法人
- (5)その他市の行政に利害関係のある人

#### 制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者および議会

#### 対象となる情報

実施機関が職務上作成または取得した文書などで、実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理しているもの。

#### 請求の方法

所定の請求書に請求先の上記実施機関名、氏名、住所や請求したい情報の内容(公文書名)を記入して次に掲げる方法で提出してください。

- (1)情報公開受付窓口(市役所本館1階市民情報コーナー)への提出
- (2)郵便による送付
- (3)ファクスによる送信
- (4)メールによる送信



## 公衆衛生の豆知識

出典:首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成

### 正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

- 手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。
- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります
  - 2 手の甲をのぼすようにこすります
  - 3 指先・爪の間を念入りにこすります
  - 4 指の間を洗います
  - 5 親指と手のひらをねじり洗います
  - 6 手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



### ◆個人情報保護制度

市では、市民の皆さんの個人情報を保有しています。この個人情報の取り扱いについてのルールを定め、自己に関する情報を閲覧したり、記録に誤りがあるときに訂正などをする権利を保障することにより、市民の皆さんの個人情報を守り、公正で信頼される市政の運営を推進していく制度です。

#### 開示などの請求ができる人

どなたでも、自己情報の開示(閲覧、写しの交付)の請求や記録に誤りがあるときは、訂正の請求ができます。また、市が法令などに基づかず個人情報の収集などを行っているときは、その削除や利用停止の請求を行うことができます。

#### 制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者および議会

#### 対象となる情報

市が取り扱う個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得る情報(電子計算機により処理されるもの、手作業により処理されるものを問いません)。

#### 請求の方法

所定の請求書に請求先の上記実施機関名、氏名、住所や請求したい自己情報の内容を記入して、個人情報保護受付窓口(市役所本館1階市民情報コーナー)へ提出してください。

このときに、本人であることを証する書類(P36)が必要です。本人確認を必要とするため、口頭や電話などで請求することはできません。

### ◆市民情報コーナー

市では、各種の行政資料の提供や情報公開制度・個人情報保護制度による公文書公開の窓口として、市役所本館1階に市民情報コーナーを設けています。



#### 行政資料の情報提供

市が作成した行政資料(議案書、予算書、決算書、議会会議録、例規集、総合計画書、統計書、パンフレット、入札関係資料)などを自由に閲覧していただくことができます。

#### コピーサービス

行政資料などのコピーが必要なときは、白黒1枚10円(A3サイズまで)で利用していただくことができます。

#### 利用時間

月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分

## 人権

### ◆人権啓発

人権室 人権啓発グループ ☎870-0441

誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるためになくてはならないもの、それが「人権」です。

昭和23(1948)年国連の総会において、人権と自由を尊重し確保するために、全ての人と国が達成すべき共通の基準として世界人権宣言が採択されました。また、日本国憲法においても、基本的人権は、全ての国民に保障された永久の権利であるとしています。

しかしながら、今なお、世界の国において戦争や紛争が繰り返され、多くの人が傷つき、生命が奪われている状況があ

ります。わが国においても、部落差別、外国人差別、障害者差別、高齢者差別、男女差別などの人権侵害があつとを絶ちませ

ん。本市では、あらゆる国の戦争と核兵器の廃絶、世界の恒久平和の確立のために「非核平和都市」を宣言し、また市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会を築いていくため、自らの人権意識を高め、人権尊重に徹するゆるぎない信念と決意のもとに、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃をめざす「差別撤廃・人権擁護都市」を宣言し、平成13(2001)年には「大東市人権尊重まちづくり条例」を制定しました。そして人権尊重の視点から人権施策を推進し、市民一人ひとりが互いに尊重しあい、共に支え合うことができるまちづくりを推進するため、人権啓発事業や平和事業などさまざまな取り組みを行っています。

### ◆男女共同参画

人権室 男女共同参画グループ ☎800-3255

人はそれぞれ違った個性を持っており、自分らしく生きたいと願っています。そしてその願いは、誰にでも平等に保障されなければなりません。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識から「男(女)だから…」、「女(男)のくせに…」などといわれ、可能性を狭められたり、自分らしい生き方を選ぶことができなくなることも少なくありません。男女共同参画社会とは、このように性別を理由に、性格や職業、生き方などを決めつけることなく、その人の個性と能力が十分に発揮できる社会のことをいいます。

本市では、男女共同参画社会の実現をめざし施策を推進していくために、平成9(1997)年に「大東市男女協働社会行動計画」、平成16(2004)年に「改定 大東市男女共同参画社会行動計画」を策定しました。平成19(2007)年4月には「大東市男女共同参画推進条例」を施行、そして平成31(2019)年3月に「第4次大東市男女共同参画社会行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを行っています。

### ◆パートナーシップ宣誓制度

人権室 男女共同参画グループ ☎800-3255

市では、大東市人権尊重のまちづくり条例に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざしています。

令和元(2019)年に制定した「パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的少数者である二人が、市長に対し、互いが人生のパートナーであることを宣言する制度です。宣誓書の提出を受け、所定の要件を満たしていると認められた場合にパートナーシップ宣誓書受領書等を交付するものです。

### ◆「大東市人権行政基本方針」

戦略企画課 ☎870-0404

市では行政本来の目的が全ての人の市民の諸権利の確立・維持・発展にあることを基本認識として、これらの権利を互いに尊重し合うまちづくりを推進するため、大東市人権行政基本方針を策定しています。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、あらゆる行政施策に対し、人権行政を横断的に機能させるような体制づくりを充実するなど人権行政の推進に努めています。

## 広報

秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

### ◆広報「だいたう」

広報「だいたう」は、市民の皆さんと市政を結ぶ広報誌として、毎月1回、1日に発行し、各地区の自治会などを通じて、各世帯にお届けしています。また、図書館や総合文化センター、市民会館などの各公共施設をはじめ、JR4駅(鴻池新田駅、住道駅、野崎駅、四条畷駅)に置いています。

### ◆声の広報・点字広報

広報「だいたう」に掲載されている記事を抜粋して、音訳・点訳し、希望する目の不自由な人に郵送しています。声の広報・点字広報をご希望の方は、秘書広報課広報広聴グループまでご連絡ください。

また、次の施設で声の広報・点字広報を備えています。  
●中央図書館、西部図書館、東部図書館、大東市社会福祉協議会、障害者生活支援センター(三住町2-7)

## 広聴

秘書広報課 広報広聴グループ ☎870-0403

### ◆陳情書の受け付け

団体などから市政に対する陳情、要望、意見などを文書で受け付けています。お寄せいただいた陳情などは秘書広報課広報広聴グループから各部局へ送付し、市政運営の参考とさせていただきます。

### ◆提言箱

市民の皆さんから市政について意見や提言を出していただき、市政運営の参考にしています。

設置場所 市役所本館1階市民情報コーナー

## まちづくり出前講座

各担当課 ☎872-2181(代表)

「大東市まちづくり出前講座」は、市民の皆さんに知りたい、学びたい内容を講座メニューから選んでいただき、市の職員が出向き、話をし、市民協働のまちづくりに役立てるとともに、市民の学習機会の充実を図るために実施するものです。

対象 市内在住・在勤・在学の10人以上で構成された団体など

開催日時 原則として市役所開庁日の午前10時～午後5時で1回2時間以内

開催場所 原則市内(会場は申込者などが責任をもって用意してください)

受講時間 1～2時間程度

費用 無料(会場使用料や講座に材料が必要なときは、申込者が用意してください)

申込方法 開催希望日の20日前までに講座担当課などに直接申し込んでください

#### お願い

講座メニューについては、市ホームページをご覧ください。メニューに電話番号の記載があるものはその電話番号へ、それ以外は☎872-2181(代表)へお掛けの上、担当課へお伝えください。出前講座全般については、秘書広報課広報広聴グループ☎870-0403へお問い合わせください。



## 公衆衛生の豆知識

出典:首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」(https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html)より加工・編集して作成



咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。対面で人と人の距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。